

郡山市立郡山第二中学校 いじめ防止対策基本方針

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 基本理念

- いじめは「どの学校・学級でも起こりうるもの」、「どの子供も被害者にも加害者にもなりうるもの」という基本認識に立ち、すべての生徒が安全で安心に学校生活の中で、様々な活動に意欲的に取り組み、生徒ひとりひとりの個性や能力を十分に伸長することができるよう、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと学校が中心となって組織的にいじめ防止に取り組む。
- いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるという共通認識のもと、家庭や関係機関、地域の力も積極的に取り込み、いじめ問題の根絶に努める。

2 方 針

(1) いじめを防止するための取り組み

- ① いじめ防止のために教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めるため、週1回の生徒指導委員会、企画委員会、学年打ち合わせで情報を共有するとともに、教職員の資質向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。
- ② 学級担任の学級経営力を高めるための努力を日常的に行う。
 - ・達成の程度が確認できる具体的な学級目標の設定とその推進
 - ・ルールが守られ、秩序があり、「安心・安全」が保証された学級づくり
 - ・教師、生徒、保護者による心のつながりのある望ましい信頼関係づくり
 - ・「心の泉ノート」の活用による生徒、保護者との絆づくり
- ③ 生徒の努力を認め、自己有能感、自己肯定感を育むわかりやすい授業づくりに努める。
 - ・基礎的・基本的事項の確実な習得
 - ・主体的に取り組むことができる「課題」の設定
 - ・仲間との関わりを通し、自己の学びを高めることができる授業づくり
 - ・学びを振り返り、変容が実感できる授業づくり
 - ・特別な支援を要する生徒に対するきめ細かな個別指導の実施
- ④ 道徳の授業および体験活動等を通して日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは絶対に許されない」ということを、生徒ひとりひとりの心に深く刻む指導を行う。

- ⑤ 情報モラル教育を推進し、生徒がインターネットの正しい利用とマナーについて理解を深め、ネットいじめの加害者・被害者にならないよう継続的な指導に努める。
 - ・情報担当教師による定期的なネットパトロールの実施
 - ・リーフレット等による保護者、生徒への啓発
- ⑥ 生徒会を中心とした生徒によるいじめ防止啓発活動を推進する。
 - ・いじめ防止に関するポスターや標語の作成、掲示

(2) いじめの早期発見のための措置

- ① 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応
 - ・日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、アンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に情報交換、情報共有を行い、危機感を持っていじめを認知するよう努める。
 - ・定期的なアンケート調査やそれに伴う面談、日常の声かけを実施し、生徒個々の不安や心配事、悩みに寄り添う。

【いじめ（悩み）調査】第1回…6月 第2回…10月
第3回…1月

 - ・休み時間や放課後の様子に目を配ったり、心の泉ノートを活用するなどして、教師と生徒との温かい人間関係、保護者との信頼関係を築き、生徒個々の交友関係や悩みの把握に努める。
- ② 相談体制の整備

定期的に相談体制を点検し、生徒およびその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関する相談ができる体制を整備する。

【定期教育相談の実施】

 - 5月…二者相談（1年：適宜）
 - 7月…三者相談（全学年）
 - 10月…三者相談（全学年）
 - 1月…担任との二者相談（全学年）

【日常の相談体制の整備】

 - ・保健室での相談（養護教諭）。
 - ・スクールカウンセラーとの相談。
 - ・「24時間いじめ相談ダイヤル」の周知、外部相談機関の紹介。
 - ・教師は「口が固い」「話しやすい」「全力で守る」の3原則をもって対応する。
 - ・生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- ③ 地域や家庭との連携

学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

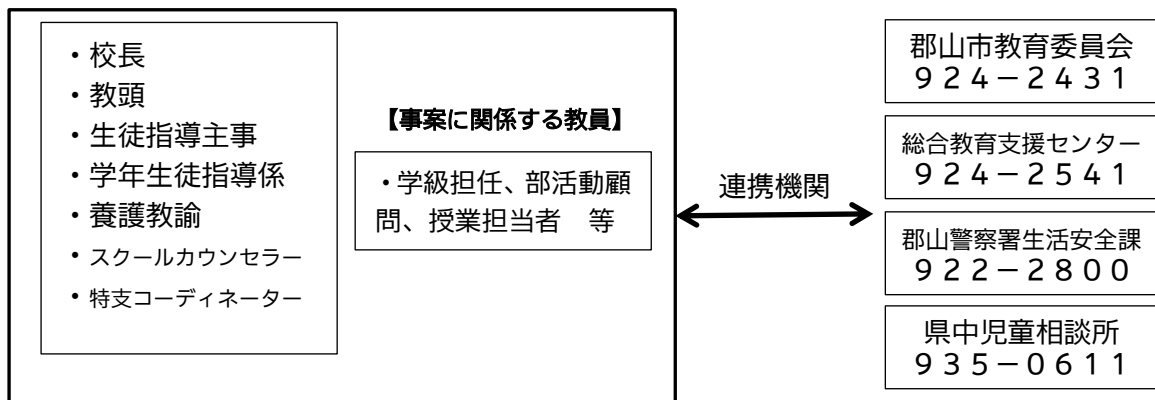
(3) いじめに対する措置（早期対応、組織的対応）

心の泉ノートやアンケート等での生徒の訴え、教師や生徒、保護者、地域の方の発見により、いじめまたはいじめと疑われる行為が発覚した場合には、以下の点に留意し、迅速かつ組織的な対応を行う。

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、いじめを発見した教師、学級担任、授業担当者などによる迅速な事実確認と報告を行い、「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ② いじめを受けた生徒を守り通す姿勢で真摯に対応し、学級担任を中心に的確な関わりを持つ。その際、いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全にも十分配慮する。
- ③ いじめを行った生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ④ 教職員の共通理解および保護者との協力体制を構築し、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家、総合教育支援センター、警察、児童相談所等の関係機関との連携のもとで対応する。
- ⑤ 「いじめ対策委員会」の支援のもと、いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりに努める。
- ⑥ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、関係機関に対して速やかに削除を求め、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切に支援を求める。
- ⑦ いじめが落ち着いたと思われる場合でも、いじめを行った生徒及びその周囲の生徒を継続的に観察し、再発防止に努める。また、いじめの案件を検証し、全校で再発防止策の強化に努める。

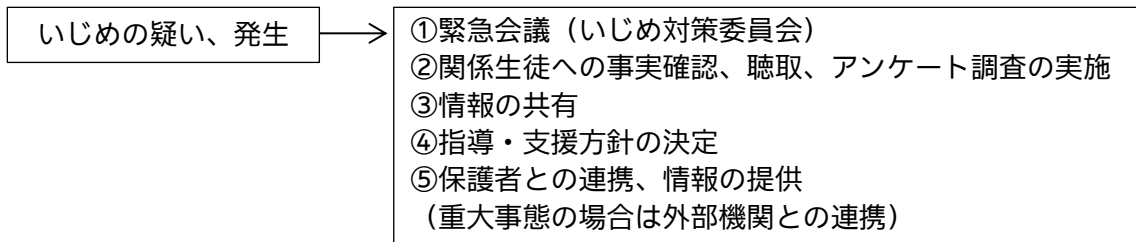
3 校内組織

いじめ対策委員会組織



4 いじめ発生時の基本的な対応

(1) 状況の把握



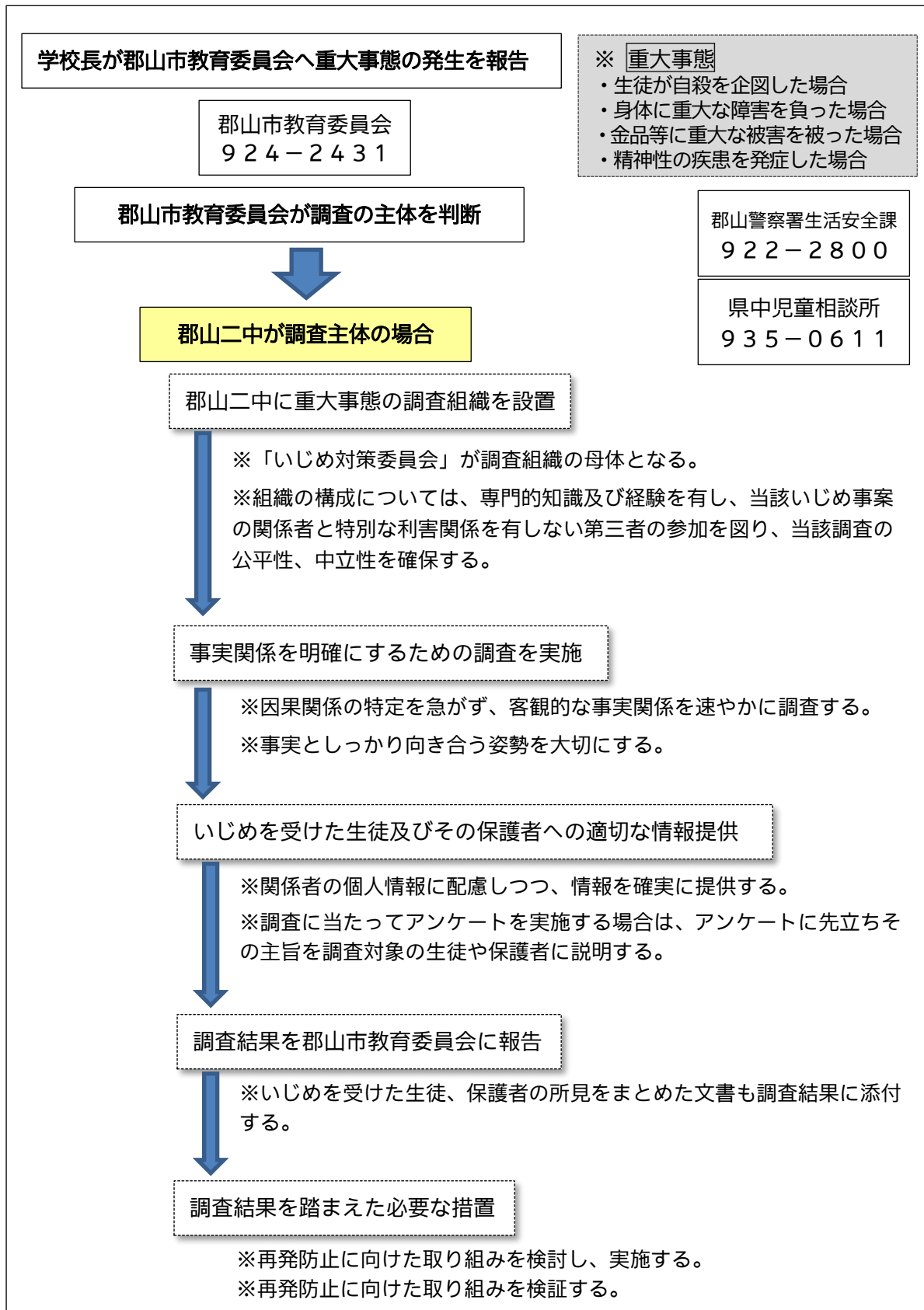
(2) いじめを受けた生徒、保護者への支援

- ① 学級担任など信頼関係が築けている教師を中心に、いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う。その際、いじめを受けた生徒の心情に十分な配慮をし、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応する。
- ② 即日家庭訪問を実施し、可能な限り迅速に保護者へ事実関係を伝える。事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行う等、いじめを受けた生徒の安全の確保を確認し、保護者の不安解消に努める。
- ③ いじめを受けた生徒が信頼できる親しい友人、教職員、家庭、地域の人等と連携し、生徒に寄り添い支える体制の構築を図る。
- ④ いじめを受けた生徒が安心して学習や生活ができるよう、よりよい学習環境の確保を図る。
- ⑤ 状況に応じて、心理や福祉等の専門家、所轄警察署、児童相談所等外部の専門家との協力による生徒、保護者の心のケアを行う。
- ⑥ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分に注意を払い、折りに触れ必要な支援や相談を実施する。

(3) いじめを行った生徒、保護者への対応・助言

- ① 教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った生徒を指導する。その際、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ② 確実に事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、問題の解決を進める。
- ③ 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が今後も連携がとれるように協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ④ いじめを行った生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全を確保し、健全な人格の発達に配慮する。また、生徒の個人情報の取扱い等には十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ⑤ 状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導や、警察との連携による措置など、毅然とした対応をし、再発防止に努める。

重大事態調査委員会の対応フロー図



取り組みの年間計画

月		いじめ対策委員会	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P	・「いじめ対策基本方針」の内容確認	・S C、教育支援員、保護者への周知 ・学級開き、学年開き ・保健指導、生徒心得の指導 ・修学旅行	・生徒、保護者に対するいじめ相談窓口の周知 ・身体測定	・P T A総会、学年懇談会における「いじめ対策基本方針」の説明 ・授業参観 ・学級懇談会での情報交換、情報共有
5月		・学習旅行 ・生徒総会 ・市中体連壮行会	・希望者による教育相談（1年）		
6月			・いじめ調査6月 ・二者相談週間	・授業参観 ・学級懇談会での情報交換、情報共有	
7月		・いじめ調査の内容検証→研修、対応検討		・養護教諭、S C相談週間 ・三者相談（全学年）	・校区内小中連携授業公開、懇談会 ・心の泉地域サポートチーム
8月				・三者相談（全学年）	
9月			・いじめ防止ポスター、標語づくり		
10月			・校内文化祭 ・森林環境学習	・いじめ調査10月 ・二者相談週間 ・三者相談（全学年）	・学校評価アンケートの実施
11月		・いじめ調査の内容検証→研修、対応検討		・三者相談（全学年）	・学校評価アンケートの結果検証・考察 ・授業参観 ・学年懇談会での情報交換、情報共有
12月		・全教職員による「いじめ防止取り組み評価アンケート」の実施			
1月		・「いじめ防止取り組み評価アンケート」の結果検証・考察		・なやみ相談1月 ・二者相談週間	
2月			・生徒総会 ・式歌練習	・養護教諭、S C相談週間	・授業参観 ・学年懇談会での情報交換、情報共有 ・学校関係者評価委員会で、取り組みの評価を行う。
3月		・全教職員による「いじめ防止取り組み評価アンケート」の結果、学校関係者評価委員会の評価結果を検証し、「いじめ対策基本方針」を見直す	・卒業式		
通年	・学校内外のいじめに関する情報収集 ・対応策の検討 ・生徒指導委員会（毎週木曜日4校時）	・集会での校長講話 ・わかる・できる授業の充実 ・道徳教育、体験活動の充実	・毎日の健康観察実施 ・養護教諭、S Cによる相談 ・心の泉ノートによる絆づくり	・心の泉サポートチームによる見守り、情報交換	